



蒲刈共同事務センターだより
令和2年1月



明けましておめでとうございます。令和2年も蒲刈共同事務センターから皆様に役立つ多くの情報を発信していきたいと思っております。今年もよろしくお願い致します。

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部改正 R2年1月1日～



今朝、大雨警報が発令されて、
子どもの通学する小学校が臨時休業になりました。
子どもの世話のため、特別休暇第15号（家族看護休暇）を
申請してもよいでしょうか？

以前は申請できませんでしたが、
令和2年1月1日からは申請できるようになりました！



<特別休暇 第15号「家族の看護等に係る休暇」>

休暇取得事由		取得要件	取得可能日数	
内容	対象者		義務教育終了前の子が2人以上	
① 負傷又は疾病による治療、療養中の看病、通院等の世話	配偶者、父母、配偶者の父母、子(義務教育終了後)、孫	職員以外に看護者がいない場合	5日	+5日
② 予防接種、健康診断	子(義務教育終了前)			
③ 学校等の臨時休業			-	
④ 学校等の行事への出席				



改正ポイント！

「③学校等の臨時休業」は、インフルエンザによる学級閉鎖など、感染症予防のための臨時休業に限られていましたが、令和2年1月1日より、気象警報発令による臨時休業や緊急の事情による学校判断での休業についても認められるようになりました。

特別休暇票の記載例

休暇取得事由を記入して
届け出てください。

期 間						時 数	事 由	申請印
か ら			ま で					
月	日	時 分	月	日	時 分	日 時 分	第 15 号	
1	29		1	29		1	子の学校の臨時休業による世話	